

# 晴れやかネット拡張機能 ケアキャビネットのご紹介

令和3（2021）年2月

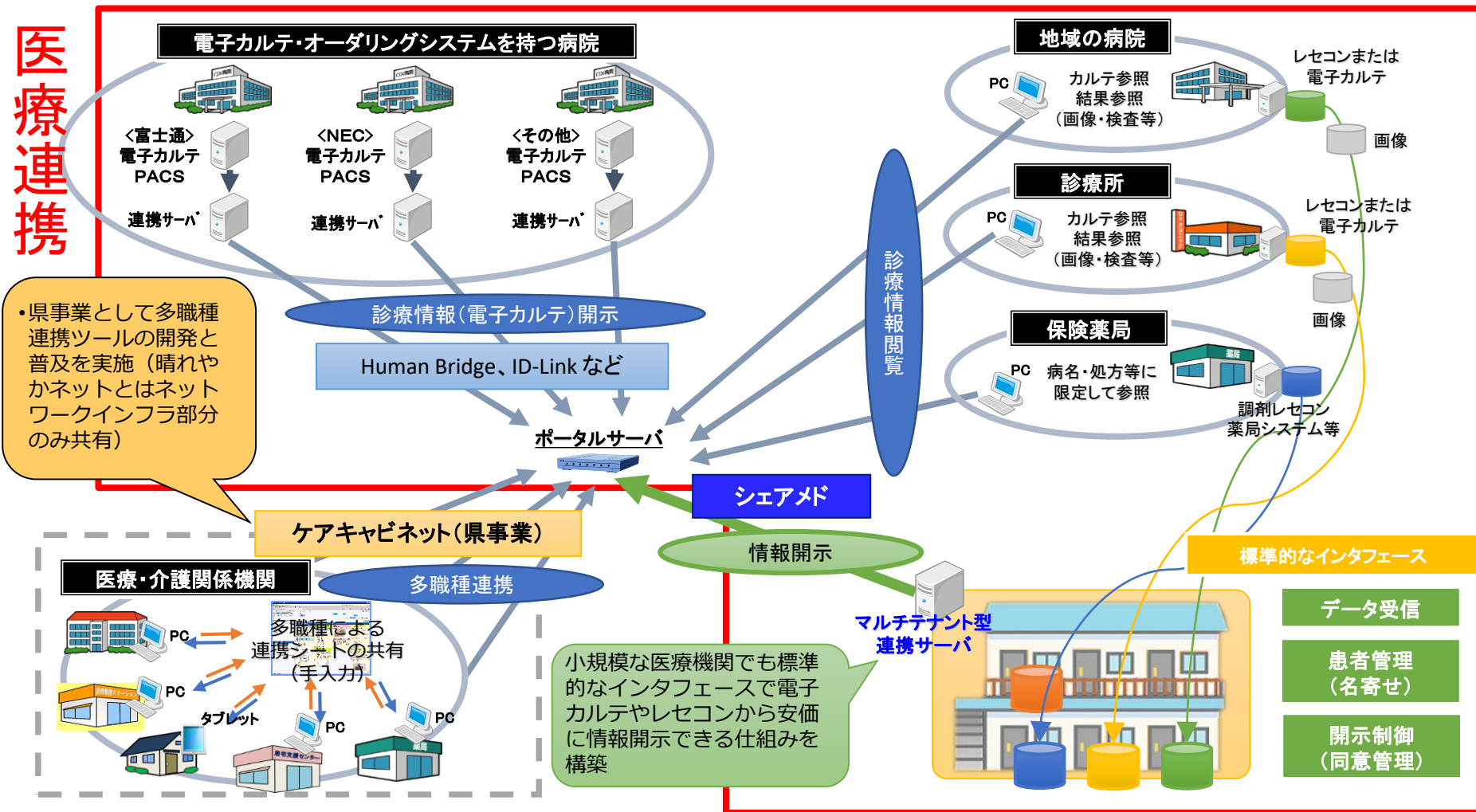
岡山県保健福祉部医療推進課



# 晴れやかネットの全体イメージ

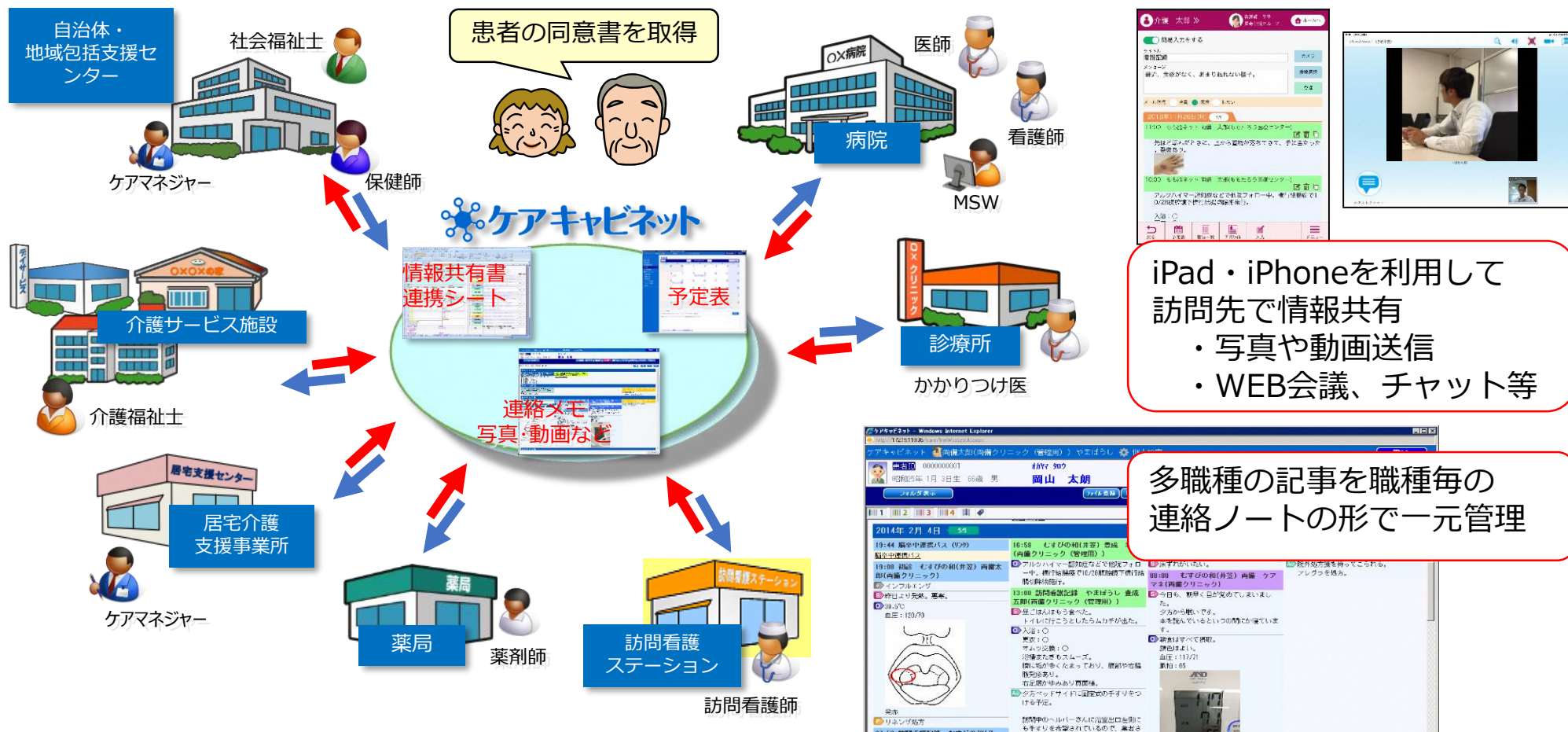
## ネットワークの構成 マルチベンダ方式

- ✓ ネットワークインフラとポータル機能を共有し、多様な連携システムとの接続を実現



# ケアキャビネットの概要

- 平成25年度より岡山県、岡山県医師会、岡山県病院協会の三者協働で設立した、「一般社団法人医療ネットワーク岡山協議会」がケアキャビネットを運営している。
- 日々のケア情報・画像・動画・関係書類等の様々な療養情報を多職種間でリアルタイムに共有できるクラウド型多職種連携システムである。



iPad・iPhoneを利用して  
訪問先で情報共有  
・写真や動画送信  
・WEB会議、チャット等

多職種の記事を職種毎の  
連絡ノートで一元管理

写真や動画、関係書類等も  
リアルタイムに情報共有

# 岡山県の位置付け（晴れやかネット拡張機能）

## 第7期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（平成30年3月策定）

### 第3章 地域包括ケアシステム構築のための市町村支援

#### I 在宅医療と介護の連携の推進

##### (3) 晴れやかネット（ケアキャビネット）

I C Tを活用した医療情報ネットワーク「晴れやかネット」の拡張機能（ケアキャビネット）は、高い安全性を確保した医療と介護の連携ツールです。これにより、医療・介護に関わる多職種の関係者が、サービス提供の現場において、患者の食事などの生活行動や心身の状態等の情報を共有することが可能となります。多職種の連携による在宅医療と介護の切れ目のないサービス提供体制の構築に向けて、「晴れやかネット（ケアキャビネット）」の利用促進に努めます。



## 第8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（令和3年3月策定予定）

☞ ケアキャビネットの利用促進やシステム改修による利便性向上を図る。

# ケアキャビネットの利用状況

グループ名	主な活動地域	施設数	利用者数
むすびの和	井原市、笠岡市、浅口市、矢掛町、里庄町	135	531
やまぼうし	高梁市	59	219
きびきび	総社市	143	445
グリーングラス	備前市	28	87
めばるネット	玉野市	16	89
岡山市医療介護連携グループ	岡山市中区	22	152
Z連携	新見市	47	137
もも脳ネット	川崎医科大学総合医療センター等	13	59
岡山県訪問看護ステーション連絡協議会	岡山県訪問看護ステーション連絡協議会	36	49
その他	岡山市立市民病院 等	19	99
合 計		518	1,867

※令和2年10月5日時点

# ケアキャビネットの主な活用メリット

## ◆ 多職種連携ネットワークの強化（地域包括ケアの質向上）

- ・厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した安全な環境で、県内の医療機関や介護施設・自治体等との広域連携が可能になります。
- ・写真や動画、電子書類の共有により、即時性・同時性を兼ね備えた多職種の情報共有が可能となり、個々の状況や変化に応じた包括的・継続的な医療・介護の体制構築を促進することが可能になります。

## ◆ 業務効率化及び生産性の向上（働き方改革の推進）

- ・タブレット端末の活用で訪問先での記録作成や音声入力・写真・動画を活用した情報共有を行い、業務時間の短縮・効率化を実現します。
- ・WEB会議システムの活用で、訪問時間や交通費が削減されるとともに、移動時間を本来の業務に充てることができるため、業務効率の向上が実現できます。

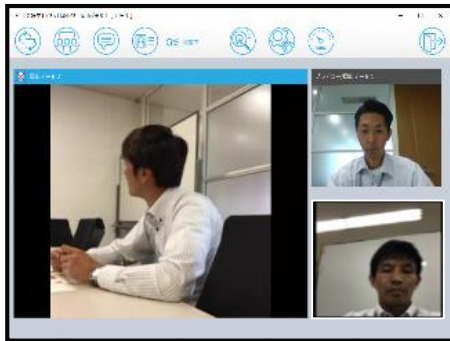
## ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策（3密回避）

- ・WEB会議システムの活用で、感染リスクをできるだけ抑えた会議・研修会の開催や遠隔地とのリアルタイムな情報共有が可能になります。
- ・チャット機能の活用で、安全な環境での各種書類伝達の電子化・情報の集約を行い、新しい生活様式での多職種間の情報共有が可能になります。

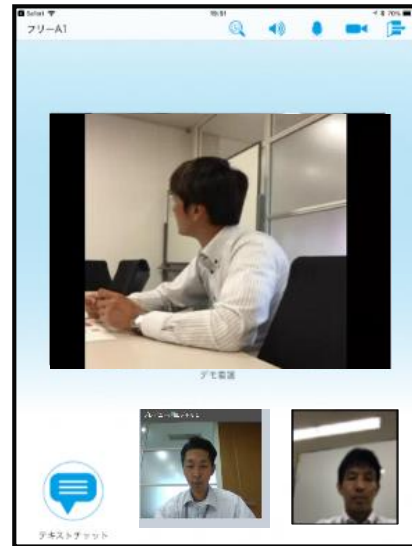
# WEB会議システムを活用したリアルタイムの情報共有

- ・ケアキャビネットが利用できる全ての機器でWEB会議システムが利用できます。
- ・パソコン・iPad・iPhoneで利用可能です。（ソフトのインストール（無料）が必要です）
- ・「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応している環境となるため、退院時のカンファレンス等、診療報酬・介護報酬算定にも活用可能です。
- ・リハビリの担当者会議や、転院先病院と患者家族との面談等でも活用しています。

【パソコン 利用時】

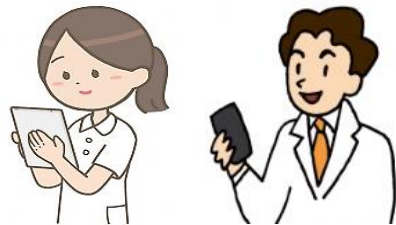


【iPad・iPhone 利用時】



## 退院時カンファレンス関連の 診療報酬・介護報酬

医療機関	
退院時共同指導料 2	400点
3者以上が共同指導する場合	2,000点加算
在宅医が参加する場合	300点加算
ケアマネジャー	
退院・退所加算	
(カンファあり) 連携 1回	600単位
連携 2回	750単位
連携 3回	900単位
在宅医等	
退院時共同指導料 1	在支診 1500点
	それ以外 900点
訪問看護ステーション	
退院共同指導加算	8,000円 (医療)
	600単位 (介護)



2018年度診療報酬改定より、リアルタイムでのコミュニケーションが可能な機器を用いて他施設とのカンファレンス・退院支援カンファレンスに参加した場合でも、算定可能になっています。

# 【参考】WEB会議システムを活用した遠隔手話サービス

- ・遠隔手話通訳ソフトとして、医療機関や介護施設・自治体等の複数拠点で同時接続利用できるケアキャビネットのWEB会議を活用することができます。
- ・ケアキャビネットです事前情報（ろう者の健康状況等）を共有した上で、遠隔手話をWEB会議で行うことになればケアキャビネットです遠隔手話サービスを利用するメリットとなります。
- ・対応記録をケアキャビネットに残しておけば、保健師・医療機関が変わっても事前の情報共有（対応時の注意点等）を行うことができます。

## 医療機関受診・介護施設利用時

【ろう者】



- ・多職種連携（介護施設等）との情報共有
- ・多拠点からの同時会話
- ・医療機関が求める高セキュリティ

【手話通訳】



## ケアキャビネット

- ・セキュアな環境でのビデオ通話
- ・医師、自治体、介護職等多職種での同時通話
- ・医療、介護情報、各種書類の情報共有等広範囲での連携





# 令和3年度介護報酬改定のスケジュール（案）

## 【令和2年】

○4月～9月

横断事項・各介護サービス等の**主な論点**について議論

- ・ 8月3日 事業者団体ヒアリング①
- ・ 8月19日 事業者団体ヒアリング②

○10月上旬～

横断事項・各介護サービス等の報酬・基準について**検討の方向性**を提示

- ・ 10月9日 報酬改定に向けた基本的な視点（案）の公表
- ・ 10月30日 介護事業経営実態調査等の結果の公表

○11月中旬～

横断事項・各介護サービス等の報酬・基準について**対応案**を提示

○12月2日

運営基準の改正等の概要（案）の公表

○12月23日

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告取りまとめ

○令和3年度政府予算案編成

## 【令和3年】

○1月13日

諮問・答申①（基準省令案に関する事項について）→省令案を自治体に送付

○1月下旬

諮問・答申②（介護報酬改定案について）

○1月下旬

基準省令公布

○3月中旬以降

算定告示等公布

○4月

介護報酬改定

# 令和3年度介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「**感染症や災害への対応力強化**」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「**地域包括ケアシステムの推進**」、「**自立支援・重度化防止の取組の推進**」、「**介護人材の確保・介護現場の革新**」、「**制度の安定性・持続可能性の確保**」を図る。

改定率：+0.70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%（令和3年9月末までの間）

## 1. 感染症や災害への対応力強化

※各事項は主なもの

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

### ○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

・感染症対策の強化 ・業務継続に向けた取組の強化 ・災害への地域と連携した対応の強化 ・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

## 2. 地域包括ケアシステムの推進

■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

### ○認知症への対応力向上に向けた取組の推進

・認知症専門ケア加算の訪問サービスへの拡充 ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

### ○看取りへの対応の充実

・ガイドラインの取組推進 ・施設等における評価の充実

### ○医療と介護の連携の推進

・老健施設の医療ニーズへの対応強化  
・長期入院患者の介護医療院での受入れ推進

### ○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化

・訪問看護や訪問入浴の充実 ・緊急時の宿泊対応の充実 ・個室ユニットの定員上限の明確化

### ○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

・事務の効率化による通減制の緩和 ・医療機関との情報連携強化 ・介護予防支援の充実

### ○地域の特性に応じたサービスの確保

・過疎地域等への対応（地方分権提案）

## 4. 介護人材の確保・介護現場の革新

■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

### ○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

・特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進  
・職員の離職防止・定着に資する取組の推進  
・サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実  
・人員配置基準における両立支援への配慮 ・ハラスメント対策の強化

### ○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

・見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和  
・会議や多職種連携におけるICTの活用  
・特養の併設の場合の兼務等の緩和 ・ユニットの認知症GHの夜勤職員体制の緩和

### ○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

・署名・押印の見直し ・電磁的記録による保存等 ・運営規程の掲示の柔軟化

## 3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

### ○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

・計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化  
・リハビリテーションマネジメントの強化 ・退院退所直後のリハの充実  
・通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進  
・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化  
・介護保険施設や通所介護等における口腔衛生の管理や栄養マネジメントの強化

### ○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

・CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進  
・ADL維持等加算の拡充

### ○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

・施設での日中生活支援の評価 ・褥瘡マネジメント、排せつ支援の強化

## 5. 制度の安定性・持続可能性の確保

■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

### ○評価の適正化・重点化

・区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し ・訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し  
・長期間利用の介護予防リハの評価の見直し ・居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し  
・介護療養型医療施設の基本報酬の見直し ・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（Ⅴ）の廃止  
・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

### ○報酬体系の簡素化

・月額報酬化（療養通所介護） ・加算の整理統合（リハ、口腔、栄養等）

## 6. その他の事項

・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化  
・高齢者虐待防止の推進 ・基準費用額（食費）の見直し

・基本報酬の見直し

1

## 4.(2)テクノロジーの活用や人員・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進(その3)

### 会議や他職種連携におけるICTの活用

一部R3.1.13諮問・答申済

- 運営基準や加算の要件等における各種会議等の実施について、感染防止や多職種連携促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認める。【省令改正、告示改正】

### 全サービス

- 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
  - 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
- (※) 利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。

### 薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価

- 薬剤師による居宅療養管理指導について、診療報酬の例も踏まえて、情報通信機器を用いた服薬指導を新たに評価する。【告示改正】

### 居宅療養管理指導

- 居宅療養管理指導（薬局の薬剤師が行う場合）

情報通信機器を用いた場合 45単位／回（新設） ※月1回まで算定可能

#### 〔算定要件〕

- ・ 対象利用者：在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者  
居宅療養管理指導費が月1回算定されている利用者
- ・ 薬機法施行規則及び関連通知に沿って実施すること
- ・ 訪問診療を行った医師に対して、情報通信機器を用いた服薬指導の結果について必要な情報提供を行うこと

# 運営基準等において求められる各種会議

社保審 - 介護給付費分科会(第192回 (R2.11.9) ) 資料2 改変

	会議名称	会議の趣旨・内容	サービス
利用者等が参加	サービス担当者会議	利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める	全サービス共通
	リハビリテーション会議	訪問リハビリテーション計画又は通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者により構成される会議	訪問リハビリテーション/通所リハビリテーション
関係者間での実施	運営推進会議	事業所が提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保する	地域密着型通所介護/療養通所介護/認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護/認知症対応型共同生活介護/看護小規模多機能型居宅介護
	介護・医療連携推進会議	事業所が提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること及び地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図る	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	安全・サービス提供管理委員会	安全かつ適切なサービスの提供を確保する	療養通所介護
	感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会	感染症及び食中毒の予防及びまん延の予防を図る	(地域密着型) 介護老人福祉施設/介護老人保健施設/介護療養型医療施設/介護医療院
	事故発生の防止のための委員会	事故発生防止を図る	(地域密着型) 介護老人福祉施設/介護老人保健施設/介護療養型医療施設/介護医療院
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会	身体拘束等の適正化を図る	(地域密着型) 特定施設入居者生活介護/認知症対応型共同生活介護/(地域密着型) 介護老人福祉施設/介護老人保健施設/介護療養型医療施設/介護医療院

# 加算等における各種会議の要件①

社保審 - 介護給付費分科会(第186回 (R2.9.30)) 資料1 改変

	加算・減算	会議の趣旨・内容	サービス
利用者等が参加	生活機能向上連携加算	機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行う	(地域密着型) 通所介護/短期入所生活介護/認知症対応型通所介護/(地域密着型) 特定施設入居者生活介護/(地域密着型) 介護老人福祉施設/認知症対応型共同生活介護
	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)～(Ⅳ)	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を会議の構成員と共有する	訪問リハ/通所リハ
	退院・退所加算	当該利用者の退院又は退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、職員から必要な情報の提供を受ける	居宅介護支援
	退院・退所時連携加算	当該利用者の退院又は退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、職員から必要な情報の提供を受ける	(地域密着型) 特定施設入居者生活介護
	医療機関連携加算	看護職員が、面談等により、協力医療機関又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供する	(地域密着型) 特定施設入居者生活介護
	退院時共同指導加算	病院等に入院中又は入所中の者又はその看護に当たっている者に対し、訪問看護ステーション等の看護師等が、病院等の従業者と共同して、在宅での療養上必要な指導を行う	訪問看護/定期巡回・随時対応型訪問介護看護/看護小規模多機能型居宅介護

## 加算等における各種会議の要件②

社保審 - 介護給付費分科会(第186回 (R2.9.30)) 資料1 改変

	加算・減算	会議の趣旨・内容	サービス
関係者間での実施	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	サービス提供責任者等とリハビリ専門職等がそれぞれ利用者の居宅を訪問した上で、カンファレンスを行い、利用者のADL及びIADLに関する利用者の状況につき、理学療法士等とサービス提供責任者が共同して、生活機能アセスメントを行う	訪問介護／定期巡回・随時対応型訪問介護看護／小規模多機能型居宅介護
	特定事業所加算	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議	居宅介護支援
	特定事業所加算	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は介護事業所における介護従事者の技術指導を目的とした会議	訪問介護
	サービス提供体制強化加算		訪問入浴介護／訪問看護／定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護／小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護
	夜勤職員配置加算	見守り機器を安全かつ有効に活用する(ための委員会)	短期入所生活介護／(地域密着型)介護老人福祉施設
	認知症専門ケア加算	認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的助言(に係る会議)	短期入所生活介護／短期入所療養介護／(地域密着型)特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／(地域密着型)介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／介護医療院
	感染対策指導管理	施設内感染防止(施設内感染防止対策委員会)	介護療養型老人保健施設／介護療養型医療施設／介護医療院
	入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	医師、看護職員、支援相談員、理学療法士等が会議を行い、生活機能の具体的な改善目標及び退所後の生活に係る支援計画を定める	介護老人保健施設
	介護職員処遇改善加算	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善等	訪問介護／夜間対応型訪問介護／定期巡回・随時対応型訪問介護／訪問入浴介護／(地域密着型)通所介護／通所リハ／(地域密着型)特定施設入居者生活介護／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護／認知症対応型共同生活介護／短期入所生活介護／短期入所療養介護／(地域密着型)介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／介護医療院

# 介護報酬における居宅への訪問等

社保審 - 介護給付費分科会(第186回 (R2.9.30)) 資料1 改変

	内容	サービス
モニタリング	利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する	居宅介護支援
緊急時等居宅カンファレンス加算	医師又は看護師と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行う	居宅介護支援
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)～(Ⅳ)	(加算Ⅰ) 通所リハ事業所の医師又は理学療法士等が、新規利用者の居宅を訪問し、診療や運動機能検査等を実施 (加算Ⅱ～Ⅳ) 通所リハ事業所の理学療法士等が指定居宅サービス事業者の従業員と利用者の居宅を訪問し、当該従業員に対し、介護の工夫に関する指導等を行う	通所リハ
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	入所予定者の入所日前30日から入所後7日までの間に、居宅を訪問し、退所を目的としたサービス計画の策定や診療方針の決定を実施	介護老人保健施設
退所時指導等加算	入院患者の退院に先立って、在宅療養に向けた最終調整を目的として入院患者が退院後生活をする居宅を訪問して退院後の療養上の指導を行う	介護医療院
退所前訪問相談援助加算／退所後訪問相談援助加算	介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかが、特養入所者が退所後生活する居宅を訪問し、相談援助を行う	(地域密着型) 介護老人福祉施設
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対して口腔ケアに係る技術的助言・指導を月1回以上実施	(地域密着型) 特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／(地域密着型) 介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／介護医療院
再入所時栄養連携加算	介護老人福祉施設等の管理栄養士が、サービス利用者が入院する医療機関を訪問の上、当該医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し、当該医療機関の管理栄養士と連携して、二次入所後の栄養ケア計画を作成する	(地域密着型) 介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護医療院

# 晴れやかネット会費一覧表（令和3年度～）

## 1 医療情報開示システム

### (1) 医療情報の開示を行う施設

開示	区分	ID-Link又は Human Bridge 利用プラン	KChart 利用プラン	シェアメド レセコン情報 共有プラン	シェアメド 電子カルテ・画像 情報共有プラン
正 会 員 費	19床以下	41,000円/月	20,000円/月	3,000円/月	10,000円/月
	20～49床			4,000円/月	20,000円/月
	50～99床			5,000円/月	30,000円/月
	100～149床				40,000円/月
	150～199床				50,000円/月
	200～299床	72,500円/月		8,000円/月	80,000円/月
	300床以上	104,000円/月		10,000円/月	110,000円/月

+

+

+

+

開 覧	正 会 員 費	19床以下	3,000円/月	3,000円/月	3,000円/月	3,000円/月
	20床以上	5,000円/月	5,000円/月	5,000円/月	5,000円/月	5,000円/月
	オ プ シ ヨ ン	準 会 員 費 (ID取得2件以上は 一人当たり加算)	免除	免除	免除	免除
		VPN接続追加 (ルータ1台又はソフトウェア 1ライセンス当たり加算)	1,100円/月	1,100円/月	1,100円/月	1,100円/月

※インターネット回線の利用料やウイルス対策費(税抜300円)などは含まない。

※上記シェアメド電子カルテ・画像情報共有プランについては、平成30年度に同プランを導入している施設には適用しない。

### (2) 医療情報の閲覧のみを行う施設

開 覧	正 会 員 費	19床以下	3,000円/月
		20床以上	5,000円/月
	オ プ シ ヨ ン	準 会 員 費 (ID取得2件以上は一人 当たり加算)	1,500円/月
		VPN接続追加 (ルータ1台又はソフトウェア 1ライセンス当たり加算)	1,100円/月

※インターネット回線の利用料やウイルス対策費(税抜300円)などは含まない。



## 2 在宅療養・ケア支援システム（ケアキャビネット）

### （1）医療機関、介護施設等

区分		1(1) 医療情報 開示施設	1(2) 医療情報 閲覧施設	医療情報開示 システム利用なし
正 会 員 費	病院、 診療所、 薬局	19床以下	2,000円/月	2,500円/月
		20～99床		4,000円/月
		100～199床		5,000円/月
		200床以上		6,000円/月
	介護施設、介護サービス事業所、 訪問看護事業所		1,500円/月	1,800円/月
その他団体・ グループ <small>※代表者の登録が必要</small>	ID取得30件以下	1,700円/月（1ID当たり）		
	ID取得31件以上	1,500円/月（1ID当たり）		
オ プ シ ヨ ン	準会員(ID取得2件以上は1件当たり加算)	500円/月	500円/月	500円/月
	TLS接続追加(1ライセンス当たり加算)	300円/月	300円/月	300円/月

### （2）自治体

区分		医療情報開示 システム利用なし
正 会 員 費	県	40,000円/月
	政令指定都市	29,500円/月
	中核市	24,500円/月
	市（政令市・中核市を除く）	19,500円/月
	町	14,500円/月
	村	9,500円/月
オ プ シ ヨ ン	準会員(加算条件は上記2(1)と同様)	500円/月
	TLS接続追加(加算条件は上記2(1)と同様)	300円/月
	介護認定情報連携機能	5,000円/月

※インターネット回線の利用料やウイルス対策費(税抜300円)などは含まない。

※正会員は1施設当たり1IDの登録が可能。

※準会員費については、1施設当たり50IDを超える場合、50IDを超える会費を免除する。

## <料金プラン例>

### (1) 病院、診療所、薬局

- ① 医療情報開示システムを利用しない診療所が、ケアキャビネットを利用して、病院や介護施設等と多職種間で患者の療養情報等の連携を行う場合の月額費用 (ID取得数は2件)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{ケアキャビネット} \\ \text{正会員費 2,500円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{ケアキャビネット 準会員費} \\ \text{500円} \times \text{1ID追加分} = \text{500円} \\ \hline \end{array} = \text{月額 3,000円}$$

- ② 医療情報開示システムの閲覧施設である診療所が、ケアキャビネットを利用して、病院や訪問看護事業所等と多職種間で患者の療養情報等の連携を行う場合の月額費用 (両システムともID取得数は1件 (ケアキャビネットについては、1IDをパソコンとiPadの2つの端末で使用))

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{閲覧 正会員費} \\ \text{3,000円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{ケアキャビネット} \\ \text{正会員費 2,500円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{ケアキャビネット TLS接続} \\ \text{1ライセンス追加分 300円} \\ \hline \end{array} = \text{月額 5,800円}$$

※1IDにつき1端末分のTLS接続が可能

- ③ ID-Link開示施設である150床の病院が、ケアキャビネットを利用して、患者のかかりつけ医である診療所及び介護事業所等と多職種間で療養情報等の連携を行う場合の月額費用 (両システムともID取得数は5件)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{開示費用} \\ \text{41,000円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{閲覧 正会員費} \\ \text{5,000円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{閲覧 準会員費} \\ \text{6,000円(4件分)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額} \\ \text{46,000円} \\ \hline \end{array}$$

※開示施設であるため0円

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{ケアキャビネット} \\ \text{正会員費 2,000円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{ケアキャビネット 準会員費} \\ \text{500円} \times \text{4ID追加分} = \text{2,000円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額} \\ \text{4,000円} \\ \hline \end{array}$$

月額合計  
50,000円

### (2) 介護施設、介護サービス事業所、訪問看護事業所

- ① 訪問看護事業所が、ケアキャビネットを利用して、病院や居宅介護事業所等と多職種間で患者の療養情報等の連携を行う場合の月額費用 (ID取得数は2件)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{ケアキャビネット} \\ \text{正会員費 1,800円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{ケアキャビネット 準会員費} \\ \text{500円} \times \text{1ID追加分} = \text{500円} \\ \hline \end{array} = \text{月額 2,300円}$$

### (3) その他

- ① 近隣の居宅介護事業所等35施設が、ケアキャビネットの利用にあたり、任意のグループとして加入した場合のグループ代表者が支払う月額費用 (ID取得数は37件 (2施設が1件ずつ追加))

$$\text{ケアキャビネット グループ会費} \\ \text{1,500円} \times \text{37ID} = \text{月額 55,500円}$$

【1ID利用の施設】  
月額相当分 1,500円

【2ID利用の施設】  
月額相当分 3,000円

※グループ会費の適用は代表者からの一括支払いが必要

※グループ加入で1施設当たり2以上のIDで利用する場合は、施設単位での加入がお得になる場合があります。

## 【参考】入会金の概要

### 1 医療情報開示システム

開示	区分		金額
	ID-Link	200床未満	600,000円
Human Bridge	200～299床	700,000円	
KChart	300床以上	800,000円	
シェアメド		40,000円	
閲覧	ハードVPN		40,000円
	ソフトVPN		40,000円

閲覧施設がシェアメドによる医療情報の開示を行う場合は、**開示施設分入会金は無料!**

入会金がお得な転用制度があります。**実質負担額は23,000円!**

### 2 在宅療養・ケア支援システム（ケアキャビネット）

区分	金額
医療情報開示システムと併せて利用する施設	無料
ケアキャビネットのみを利用する施設	5,000円

令和4年3月31日までに加入した施設は**入会金無料!**

#### <各種料金に関するお問い合わせ>

一般社団法人医療ネットワーク岡山協議会

晴れやかネット事務局

TEL：086-259-2077 FAX：086-259-2088

E-mail：office@hareyakanet.jp

(受付時間)

午前9時～午後5時※土日祝日を除く

